

平成 19 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 アクモス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 飯島秀幸
(JASDAQ・コード 6888)
問 合 せ 先 代表取締役社長 飯島秀幸
電 話 番 号 03-3239-2377

当社子会社に対する訴訟の第一審判決に関するお知らせ

当社の連結子会社株式会社アルティを被告とする訴訟に関して、平成 19 年 3 月 30 日付で福岡地方裁判所による判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 当該子会社の商号等

名 称	株式会社アルティ
住 所	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 1 番 22 号 福岡 SRP センタービル
(本 店)	(東京都千代田区神田神保町三丁目 23 番地神保町錦明ビル)
代表者の氏名	代表取締役社長 宮崎 慈彦

2. 訴訟の相手先

名 称	破産者株式会社リバーヒルソフト破産管財人
住 所	福岡県福岡市赤坂一丁目 15 番 33 号ダイアビル福岡赤坂 401 号 (鴻和法律事務所内)
氏 名	弁護士 太田和夫

3. 当該訴訟の判決

平成 19 年 3 月 30 日

4. 判決に至った経緯

株式会社アルティに対する本件訴訟に関しては、当社の決算短信等ならびに有価証券報告書等において記載を行ってまいりましたが、平成 16 年 12 月に破産者株式会社リバーヒルソフトの破産管財人弁護士太田和夫氏が、破産前の株式会社リバーヒルソフトから株式会社アルティに譲渡された一部の携帯電話用のコンテンツにかかわる営業権について否認権行使による価額償還返還請求の訴えを福岡地方裁判所に提起したものであります。

平成 19 年 3 月 30 日付で、本件訴訟にかんする第一審判決が福岡地方裁判所より言い渡されました。

5. 判決の内容

株式会社アルティに対して、営業権対価として 3,200 万円を支払うこと、平成 17 年 1 月 8 日から営業権対価を支払う日までの期間に対し年 6 分の割合の遅延損害金を支払うことを命じる判決が言い渡されました。

6. 今後の見通し

今回の判決につきましては、判決の内容を十分検討のうえ、今後の対応を決定いたします。

また、今後の見通しについては、株式会社アルティの今後の対応が決まり次第、対応の内容とともに改めてご報告申し上げます。

以 上